

山口市起業化支援対策資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市において新たに事業活動を行う中小企業者や、本市での事業開始後1年未満の中小企業者（以下、「新規創業者」という。）に、当該事業所における事業活動に必要な資金として起業化支援対策資金（以下「資金」という。）を融資することにより、起業化の促進による本市の産業の振興及び雇用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

(2) 保証協会 山口県信用保証協会をいう。

(3) 取扱金融機関 保証協会と保証に関する約定を締結している金融機関のうち市長が指定した金融機関をいう。

(4) 会議所 山口商工会議所をいう。

(5) 商工会 山口県央商工会及び徳地商工会をいう。

(6) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において社会通念上認められるものをいう。

(保証)

第3条 保証協会は、この要綱に定めるところにより、取扱金融機関が中小企業者に対して行った融資を保証する。

(融資対象者)

第4条 融資の対象となる新規創業者は、(1)又は(2)のいずれかの者で、(3)以下の要件を備えるものでなければならない。

(1) 市内において新たに事業を開始しようとする中小企業者で、当該中小企業者が作成する事業計画書等に基づき、今後の事業計画等が適切であると、第8条に定める融資審査会において認められる者（ただし、「開始しようとする」とは、保証を決定しようとする時において、当該事業に着手していることが明らかであることをいう。）

(2) 市内に主たる事業所を有し、開業してからの期間が1年未満の中小企業者で、当該中小企業者が作成する事業計画書等により、今後の事業計画等が適切であると、第8条に定める融資審査会において認められる者

(3) 個人においては市内に住所を有していること、法人においては主たる事業所の所在地が市内であること

(4) 当該中小企業者が、事業計画書等を作成するにあたっては、会議所又は商工会の指導を受けていること。

(5) 第8条に定める融資審査会において、事業計画及び資金計画等により、貸付金の返済能力を有す

ると認められる者

(6) 市税等をすべて完納している者

(7) 当該事業所において信用保険対象業種に属する事業を営む者

(資金使途)

第5条 資金の種類は、次のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる資金については、重複して融資することができるものとする。

(1) 運転資金

(2) 設備資金

(融資の条件)

第6条 融資の条件は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 融資限度額 1事業者につき1,000万円以内

(2) 融資利率 別に定める利率

(3) 保証料率 保証協会が決定した保証料率の42パーセントとする。ただし、責任共有保証料率の適用範囲外となる保証制度を利用する場合は、その保証制度の定めた保証料率とする。

(4) 償還期限 10年以内

(5) 返済方法

ア 原則として月賦償還とする。

イ 運転資金・設備資金とも、1年以内の据置期間を置くことができる。

(6) 連帯保証人

原則として、法人の代表者以外は不要とする。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合は「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」(20240115 中庁第15号令和6年1月18日制定)に定めるとおりとする。

(7) 担保

必要に応じて徴求する。

(8) 融資時期

新たに事業を開始する者については、事業開始後に融資を行う。ただし、融資を行う時期において、許可又は認可が必要な事業を開始しようとする場合は、当該事業に係る許可又は認可を受けていることを必要とする。

(9) 融資方法

証書貸付

(10) 取扱金融機関

ア 山口銀行

イ 西京銀行

ウ 萩山口信用金庫

エ 西中国信用金庫

(11) 保証料補助

別に定める。

(申込手続)

第7条 融資を受けようとする者は、申込書を会議所又は商工会に提出しなければならない。

(融資の審査)

第8条 会議所又は商工会は、融資の審査に当たっては、審査会を開催し、当該審査会に次に掲げる機関を参加させ、その同意を得たうえで、融資の決定をするものとする。

- (1) 市
- (2) 取扱金融機関
- (3) 保証協会

2 会議所又は商工会は、緊急その他特別な理由により、審査会の審査を経て融資の決定をする暇がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず各機関と協議して融資の決定をすることができる。この場合、次の審査会においてその旨を報告しなければならない。

(副申書の送付)

第9条 会議所又は商工会は、前条の規定に基づき融資を決定したときは、申込書に副申書を添付して保証協会に送付する。

(信用保証料率軽減の補てんー保証協会)

第10条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において保証協会に対し、信用保証料率軽減による信用保証料収入減少分の一部を補う補てん金を支払うものとする。

2 前項に規定する補てんは、毎年度、市が保証協会と契約を結ぶこととし、補てん金の額については、契約書の定めによる計算方法により算出した額とする。

(原資の預託ー取扱金融機関)

第11条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において取扱金融機関に対し、融資に係る原資を無利子で預託するものとする。

2 取扱金融機関は、融資に係る原資の預託を受けたときは、当該預託額の4倍以上の額の融資残高を保有するよう努めなければならない。

3 預託金額の配分調整は、市が行い、取扱金融機関と預託契約を結び実施する。

4 預託の時期は、原則として取扱金融機関の前年11月末日の融資実績に対して、4月10日に行うものとし、翌年の3月31日に回収する。

(報告)

第12条 会議所及び商工会は、市長が貸付状況の報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(業務協力)

第13条 市及び会議所又は商工会は、この制度に係る融資額の回収及び求償権の行使につき取扱金融機関及び保証協会に協力する。

(特例措置)

第14条 市長は、大規模な災害等特段な事由により、新規創業者の事業活動に深刻な影響が生ずると判断される場合には、この要綱に定める融資条件その他の事項について特例措置を講ずることができる。

2 前項に規定する特例措置の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(運営委員会)

第15条 市長は、この制度の運用に当たり、制度の改正等の基本的事項を審議するため、起業化支援対策資金融資運営委員会を設置する。

2 前項の運営委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市
- (2) 取扱金融機関

- (3) 保証協会
- (4) 会議所又は商工会
- (その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が保証協会及び会議所又は商工会と協議して別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、合併前の山口市起業化支援対策資金融資制度要綱の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年３月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。